

令和8年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(厚生労働省保険局総務課)

項目名	全世代型社会保障構築のための税制上の所要の措置						
税目	所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、たばこ税、印紙税、国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法						
要望の内容	<p>社会保障審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td style="padding: 5px;">一 百万円 (一 百万円)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(改正増減収額)</td> <td style="padding: 5px;">(一 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	一 百万円 (一 百万円)	(改正増減収額)	(一 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	一 百万円 (一 百万円)						
(改正増減収額)	(一 百万円)						
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 2040年を視野に入れて、高齢化への対応とあわせて、生産年齢人口の減少に対応した全世代型の社会保障を速やかに構築していくため、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）等を踏まえ、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する。</p> <p>(2) 施策の必要性 社会保障審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p>						

今 回 の 要 望 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 等 施策大目標 10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 等
		政策の達成目標	持続可能な社会保障制度を構築する。
		租税特別措置の適用又は延長期間 同上の期間中の達成目標	— —
		政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	社会保障審議会等における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築することが可能となる。
	相 當 性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	社会保障審議会等における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築することが可能となる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—